

経団連からの要望事項と対応策  
 (経済団体の意見に対する対応状況(第6回行政手続部会(平成30年12月14日)提出資料)より抜粋)

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁	年明け以降、部会で 取り上げる事項(案) ◎:新たに上げる事項 ○:基本計画のフォローアップ 等において、取り上げる事項	これまでの部会対応			備考
						基本計 画記載 事項	部会に て取上 済	未対応	
4	日本経済団体連合会	1. 電子申請の利便性向上<デジタルファースト> ○ 電子申請の義務化等や税・社会保険オンライン・ワンストップの実施にあたり、企業の組織形態を踏まえた対応が重要 ⇒ シェアードサービス会社の電子申請のあり方や企業内の委任のあり方を官民で議論することが必要	提出書類の作成主体が事業主である場合には、社会保険労務士法の第2条第1項第1号(申請書等の作成)や第27条(業務の制限)を踏まえると、シェアードサービス会社においてはグループ事業会社の支援業務を行うことが可能です。 なお、支援業務の具体的な範囲は、提出する書類の作成に先だっ て行われる作業(事業会社から入手した給与に関する情報の給与計算システムへの入力など)や使用者としての行為等になります。 今後も具体的なご意見があれば検討を行ってまいります。	厚生労働省			○		厚生労働省の対応方針について、何が問題であるか、経済団体に対し事務的に確認する。
7	日本経済団体連合会	3. 行政機関間の情報連携<ワンスオンリー> ○ 健康保険組合の情報照会にJ-LISを使用しない旨の要請が行われるとともに、実際の情報取得に長期を要する ⇒ 利用上の制約である厚労省の要請を見直すとともに、健康組合の情報取得にかかるリードタイムを短縮すべき	健康保険組合がマイナンバーを入手する手段としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第1項において、健康組合は、事業主(又は本人)に対してマイナンバーの提供をを求めるとしてあり、同法14条第2項によるJ-LISからのマイナンバー取得は、マイナンバー情報連携事務を行う上での内部管理等に活用するものと承知しております。 なお、仮にJ-LISを使用してマイナンバーを取得する場合には、対象者の4情報(氏名・生年月日・性別・住民票上の住所)が必要となりますが、健康組合では、いわゆる居所を住所として管理している場合もあり、加入者の全ての住民票上の住所を管理できている状況ではありません。そのため、精度を欠く検索となってしまうことが想定されるため、取得したマイナンバーの本人特定に課題があります。 上記のことから、健康組合におけるマイナンバー取得は、原則として事業主(又は本人)からの届け出により入手することが望ましいと考え ております。	厚生労働省	◎		○		

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁	年明け以降、部会で 取り上げる事項(案) ◎:新たに取り上げる事項 ○:基本計画のフォローアップ 等において、取り上げる事項	これまでの部会対応			備考
						基本計 画記載 事項	部会に て取上 済	未対応	
8	日本経済団体連合会	<p>3. 行政機関間の情報連携&lt;ワンスオンリー&gt; ○ マイナンバーと基礎年金番号の紐付けに失敗した場合、日本年金機構は当該被保険者のマイナンバー提供を企業に依頼 ⇒ 当該従業員の本人確認情報を確実に把握している市区町村と日本年金機構の情報連携で対応すべき</p>	<p>(マイナンバーの提供) マイナンバーと基礎年金番号の紐づけに係る作業に協力いただく際には、対象者の同一人確認のために基礎年金番号が必要となりますが、市区町村においては、厚生年金保険の被保険者に係る基礎年金番号等の情報を管理していないことから、当該業務を実施することはできません(市区町村における年金業務は、国民年金法第6条に基づき、原則として、法定受託事務である国民年金第1号被保険者のみを対象としており、当該被保険者に係る未収録者については、市区町村に確認を依頼しているところです)。 他方で、勤務先事業主の皆様におかれては、従業員の基礎年金番号等も含めた情報を管理いただいていること、マイナンバーが収録された従業員は住所変更届等の省略が可能となるといったメリットもあることを踏まえ、事業主の皆様にも可能な限り協力を求めているところです。</p> <p>(4情報の確認) 日本年金機構におけるマイナンバーと基礎年金番号の紐付けは、日本年金機構が保有している厚生年金保険の被保険者の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の保有している住民票の4情報と突合し、合致した場合にJ-LISより当該者のマイナンバーを取得することによって行っておりますが、事業主の皆様にもマイナンバー等の確認のご協力をお願いしている確認対象者は、日本年金機構の保有している情報と、住民票の情報が相違している等の理由から、J-LISよりマイナンバーの取得が行えない方のみになります。 日本年金機構が保有している4情報は、事業主の皆様から資格取得届等をご提出いただいたことにより把握している情報ですが、日本年金機構に対して住民票の住所ではない居所で届出されていたり、氏名変更等の届出がされていない等の理由により、4情報のいずれかが住民票の情報と相違している可能性があります。 事業主の皆様において、当該被保険者のマイナンバーを把握されていない場合であっても、住民票の住所や氏名等を把握されている場合もあると考えられ、当該情報をご提供いただくことでもマイナンバーと基礎年金番号の紐付けを進めることができることから、当該被保険者に係る住所変更届等の提出にご理解・ご協力をいただくようお願いいたします。</p>	厚生労働省	◎			○	